

京都精華大学大学院芸術研究科学位（課程博士）審査規則

2017年04月01日 改定

(目的)

第1条 この規則は、「京都精華大学学位規程」第3条第3項に基づく博士の学位(以下「課程博士」という。)の審査について定めるものである。

(学位審査予備審査)

第2条 京都精華大学大学院芸術研究科博士後期課程(以下「後期課程」という。)に在籍し、学位請求論文を提出しようとするものは、事前に学位審査予備審査に合格しなければならない。

2 予備審査を受けようとする者は博士後期課程委員会が指定する期日までに第3項に定める書類を提出しなければならない。

3 予備審査に際し提出する書類およびその書式は、以下に定めるものとする。

(1) 学位審査予備審査申請書(様式第1号) 1部

(2) 研究業績一覧(様式任意) 1部

(3) 学位申請予備審査論文(以下「予備審査論文」という。) 5部

① 予備審査論文の使用言語は、日本語とする。ただし、指導教員(主査1名・副査3名)ならびに博士後期課程委員会が認めた場合に限り、英語での予備審査論文の提出を可とする。

② 予備審査論文は、「はじめに(序論)」、「本論」、「おわりに(結論)」などの章節およびそれらの題目、すなわち学位請求論文の構成を明確にする目次を記すこと。

③ 予備審査論文は、使用言語を日本語とする場合は、400字詰め原稿用紙25枚以上(引用・資料を除く。)、またはPCを使用し、A4用紙横書き(余白:上30mm・下30mm・左35mm・右30mm)で、10,000字以上(10.5ポイント、1行40字、40行、引用・資料を除く。)とすること。

使用言語を英語とする場合は、原則PCを使用し、A4用紙横書き(余白:上30mm・下30mm・左35mm・右30mm)でダブルスペースにより5,500words以上(1ページ:25行、フォント:タイムズニューローマン、11ポイント、引用・資料を除く。)とすること。

④ 予備審査論文の使用言語を英語とする場合は、予備審査論文とともに日本語の論文要旨を提出すること。日本語の論文要旨は、原則PCを使用し、A4用紙横書き(余白:上30mm・下30mm・左35mm・右30mm)に全文3,000字以上(10.5ポイント、1行40字、40行、引用・資料を除く。)とし、各章(各節)ごとに記すこと。

⑤ 予備審査論文には、それぞれの部分(章・節などについて)の概略を簡潔に記すこと。

⑥ 予備審査論文は、中央下にページ番号を記すこと。

(学位審査予備審査会)

第3条 学位審査予備審査会の構成は、以下に掲げる者とする。

(1) 博士後期課程委員会委員長

(2) 当該年度におけるすべての指導教員

- (3) 上記の他に、博士後期課程委員会委員長が必要と認めるときは、研究科長と協議のうえ、研究科に所属する教員若干名を構成員とすることができる。
- 2 学位審査予備審査会委員長は博士後期課程委員会委員長とする。

(審査基準)

第4条 学位審査予備審査(以下「予備審査」という。)における審査は、以下の基準に基づいて厳正に行うものとする。

- (1) 本学博士後期課程の修了要件単位の取得(またはその見込み)の確認
- (2) 当該予備審査論文が、本学が授与する博士の学位を授与するにふさわしいものとして完成する見込みの有無
- (3) 当該予備審査論文の属する研究領域において、独創性ある展開の可能性の有無
- (4) 当該予備審査論文の属する研究領域の発展に貢献する可能性の有無
- (5) 当該予備審査論文に、他の研究領域を含む学際性ある展開の可能性の有無

(合否の判定)

第5条 予備審査における合否の判定は、学位審査予備審査会構成員の3分の2以上が出席(4週間以上の出張者・欠勤者、休職者および学外研究員を定足数から除外する。)し、かつ、出席者の過半数が賛成しなければならない。

(審査結果の通知)

第6条 学位審査予備審査における審査結果については、博士後期課程委員会委員長が当該学生に文書によって通知するものとする。

(博士論文の審査)

第7条 博士論文の審査については、「学位規程」第7条の規定に基づく

(学位審査会)

第8条 学位審査会は学位請求論文発表会と口頭試問により行うものとする。

- 2 課程博士の学位を申請することのできる者は、以下に掲げる者とする。
- (1) 後期課程に在籍し所定の単位を取得および取得見込みの者で、予備審査において学位請求論文の提出を認められた者
 - (2) 「京都精華大学大学院芸術研究科特別研究生規程」第3条に定めるところの特別研究生に在籍し、かつ退学後5年以内である者
- 3 前項第1号および第2号に規定する者が課程博士の学位を申請しようとするときは、以下の書類を研究科長に提出しなければならない。
- (1) 学位申請書(様式第2号) 1部
 - (2) 研究業績一覧(様式任意) 1部
 - (3) 学位請求論文 表紙(様式第3号)をつけ、レポートファイルに綴じこんだ状態のもの 5部

- ① 学位請求論文の使用言語は、日本語とする。ただし、指導教員(主査1名・副査3名)ならびに博士後期課程委員会が認めた場合に限り、英語での予備審査論文の提出を可とする。
- ② 学位請求論文は、「はじめに(序論)」、「本論」、「おわりに(結論)」などの章節およびそれらの題目、すなわち学位請求論文の構成を明確にする目次を記すこと。
- ③ 学位請求論文の使用言語を日本語とする場合は、400字詰め原稿用紙100枚以上(引用・資料を除く。)、またはPCを使用し、A4用紙横書き(余白:上30mm・下30mm・左35mm・右30mm)で、40,000字以上(10.5ポイント、1行40字、40行、引用・資料を除く。)とすること。
使用言語を英語とする場合は、原則PCを使用し、A4用紙横書き(余白:上30mm・下30mm・左35mm・右30mm)でダブルスペースにより22,000words以上(1ページ:25行、フォント:タイムズニューローマン、11ポイント、引用・資料を除く。)とすること。
- ④ 学位請求論文は、レポートファイルに、内扉、目次、本文、引用・資料の順に綴り込むこと。
- ⑤ 学位請求論文は、中央下にページ番号を記すこと。

(4) 論文の要旨(様式任意) 5部

要旨は、学位請求論文の使用言語によって、それぞれ次の要領にて作成、提出すること。

【学位請求論文の使用言語を日本語とする場合】

- ・要旨はPCを使用し、日本語でA4用紙横書き(余白:上30mm・下30mm・左35mm・右30mm)に全体の概略を1枚、各章ごとに1枚ずつ(ともに1,000字以上、10.5ポイント、1行40字、40行、引用・資料を除く。)にて作成すること。
- ・上記、全体の概略を記した要旨(1枚)については、英文(A4用紙横書き550words以上、余白:上30mm・下30mm・左35mm・右30mm、フォント:タイムズニューローマン、11ポイント、ダブルスペースにより要約したもの)をあわせて作成、添付すること。
- ・中央にページ番号を記し、レポートファイルに綴り込むこと。

【学位請求論文の使用言語を英語とする場合】

- ・要旨はPCを使用し、日本語と英語、それぞれにて作成・提出すること。
日本語においてはA4用紙横書き(余白:上30mm・下30mm・左35mm・右30mm)に全体の概略を1枚、各章ごとに1枚ずつ(ともに1,000字以上、10.5ポイント、1行40字、40行、引用・資料を除く。)にて作成すること。
英語においてはA4用紙横書き(余白:上30mm・下30mm・左35mm・右30mm)に全体の概略を1枚、各章ごとに1枚ずつ(ともに550words以上、フォント:タイムズニューローマン、11ポイント、ダブルスペースにより要約したもの)を作成すること。
- ・中央にページ番号を記し、レポートファイルに綴り込むこと。

(5) 研究業績として出版した論文があるときは当該論文の写し 5部

- ① 参考論文の写しは、ファイルに綴り込み、参考論文の写しごとに見出しをつけること。
- ② ファイルの表には、参考論文の写しであることを明記するとともに、学籍番号、氏名を記すこと。

(6) 学位請求論文および要旨のデータ

(7) その他、後期課程委員会が必要とする書類

4 (削除)

- 5 最終学位審査は、学位論文発表会終了後に、学位請求論文の属する研究領域およびその関連する分野に関する知見について、口頭試問によって行うものとする。

6 前項の試験を経て学位審査に合格した者は、指定された期日までに、長期保存に耐えるハードカバー製本を施した学位論文を3部提出するものとする。

(学位審査委員会)

第9条 学位審査委員会の構成については、「京都精華大学学位規程」第8条の規定に基づく。

2 審査委員会に委員長を置き、委員長は、博士後期課程委員会の互選によるものとする。

(審査基準)

第10条 学位審査は、以下の基準に基づいて厳正に行うものとする。

- (1) 当該博士論文が、当該申請者の研究業績をふまえた内容であること
- (2) 当該博士論文の属する研究領域において、独創性が認められること
- (3) 当該博士論文の属する研究領域の発展に資するものであると認められること
- (4) 当該博士論文に、他の研究領域を含む学際性が認められること
- (5) 本学大学院が授与する博士の学位にふさわしいと認められるものであること

(審査結果の報告)

第11条 博士論文審査結果および試験結果については、「京都精華大学学位規程」第9条の規定に基づく。

(合否の審議)

第12条 研究科長は、前条の報告に基づき、後期課程委員会において合否を審議する。

2 前項に規定する合否の審議には、博士後期課程委員会構成員の3分の2以上が出席(4週間以上の出張者・欠勤者、休職者および学外研究員を定足数から除外する。)し、かつ、出席者の過半数が審議結果に賛成しなければならない。

(審議結果の認定)

第13条 審議結果の認定については、「京都精華大学学位規程」第11条の規定に基づく。

(雑則)

第14条 本規則に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

(事務担当部署)

第15条 この規則に関する事務は、教学グループが担当する。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

- 1 この規則は、2006年3月27日に制定し、同日より施行する。
- 2 2007年10月15日改定・施行
- 3 2013年1月28日改定・施行
- 4 2015年12月7日改定・施行
- 5 2017年4月1日改定・施行

様式第 1 号(第 2 条関係) 学位審査予備審査申請書(A4 縦版)

学位審査予備審査申請書	
	年 月 日
京都精華大学長 殿	
	(学籍番号)
	氏名 印
「京都精華大学大学院研究科学位(課程博士)審査規則」第 2 条の規定により、学位申請予備審査論文を添えて学位審査予備審査を申請いたします。	
論文題名	
	研究指導教員承認印
	_____ 印
	_____ 印
	_____ 印
	_____ 印

様式第 2 号(第 8 条関係) 学位申請書(A4 縦版)

学位申請書	
	年 月 日
京都精華大学長 殿	
	(学籍番号)
	氏名 印
京都精華大学大学院学位規程第 8 条の規定により、下記の論文および関係書類を添えて博士(芸術)の学位授与を申請いたします。	

記	
学位請求論文	5 部
論文要旨	5 部
論文題名	以上
研究指導教員承認印	
	_____ 印
	_____ 印
	_____ 印
	_____ 印

様式第 3 号(第 8 条関係) 論文表紙

論文 題名 氏名 (二〇 年)	論文題名	(京都精華大学学位申請論文) 必ず表記
	20 年 月(提出年月)	論文題名
	京都精華大学大学院芸術研究科芸術専攻	20 年 月(提出年月)
	氏名	京都精華大学大学院芸術研究科芸術専攻
		氏名

様式第 4 号(第 8 条関係) 履歴書(A4 縦版)履歴書